

20) 品目名：プラスチック資材

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原料としていないこと。</p> <p>2 製品が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、その物質について当該基準に適合していること。</p>
規格に関する基準	<p>製品は、目的に応じた品質を有していること。別表1の製品にあっては、製品の規格に関する基準に適合していること。</p> <p>ただし、上記規格の一部が適合しない場合であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>
循環資源の配合率	<p>プラスチック部の原材料として再生プラスチックを50%以上（重量割合）使用していること。</p> <p>ただし、上記配合率未満であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>

別表1

製品区分	規格に関する基準
棒、板及びくい	J I S K 6 9 3 1（再生プラスチック製の棒、板及びくい）に適合していること。
標識くい	J I S K 6 9 3 2（再生プラスチック製標識くい）に適合していること。
農業用ポリエチレンフィルム	J I S K 6 7 8 1（農業用ポリエチレンフィルム）に適合していること。
硬質塩化ビニル資材	硬質塩化ビニル管がある場合は、J I S K 6 7 4 1（硬質ポリ塩化ビニル管）又はA S 5 8（排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 塩化ビニル管・継手協会規格）に適合していること。
雨水槽	知事が適当と認める第三者機関で審査され、認定を受けた製品、もしくは認定された製品相当の品質を有すること。
ポリエチレンフィルム製袋	J I S Z 1 7 1 1（ポリエチレンフィルム製袋）及び、J I S Z 1 7 0 2（包装用ポリエチレンフィルム）に適合していること。

平成17年2月24日制定

平成19年8月30日改定（規格に関する基準を別表に記載）

平成23年2月22日改定（別表に製品区分、を追加）

平成23年8月24日改定（別表に製品区分を追加）

平成24年8月20日改定（別表に製品区分を追加）